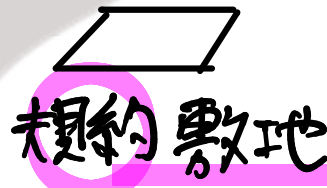
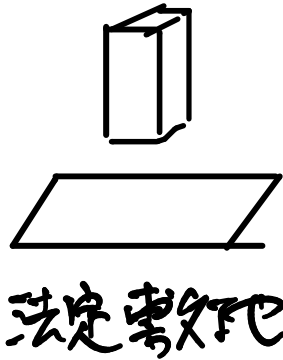


区分所有法 建物の敷地 管業 H26-34-1 <<#466>>

【問】正誤をつけよ。

建物の敷地とは、建物が所在する土地(「法定敷地」)及び区分所有法第5条第1項の規定により、規約で敷地と定めた土地(「規約敷地」)を指す。



【答え】正しい

<<ポイント>> 建物の敷地

「建物の敷地」とは、建物が所在する土地(「法定敷地」)及び第5条第1項の規定により建物の敷地(「規約敷地」)とされた土地をいう。(区分法2条5項)

<<ポイント>> 規約による建物の敷地

区分所有者が建物及び建物が所在する土地と一体として管理又は使用をする庭、通路その他の土地は、規約により建物の敷地とすることができる。(区分法5条1項)

⇒ 隣接していなくても構わない